

○議長 横尾 武志君

4 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

おはようございます。4 番、妹川征男でございます。私も、昨年 4 月の統一選挙でもう 1 年になります。いろいろこの場をおかりして町政に対して、また、議会のさまざまことについて一般質問し、また、議会活動を通して芦屋町の町政を、新風を、そして改革をというテーマで今日まで行ってまいりました。

きょうは 3 月議会、定例議会でございますけども、今、お手元に通告書があります。今、福岡県は後退化した海岸線、なぜあんなふうの後退化したかというのが、もうそれぞれの現場を見ればおわかりと思います。そういう後退化し、そして飛砂が舞い降りる、そしてあの海浜公園の散策道路に毎年 1 万立米、約 300 万円のお金をつぎ込んで除去する。また一方では、背後地にある幸町、西浜、中ノ浜、白浜、そういう一帯に砂が毎年のように舞い降りるという状況になってきました。この原因は何であるのかということについては、また後ほど町長にもお尋ねしていきたいと思っております。

芦屋町で育ち、生まれ、育ち、そして六十数年間の方々がたくさんいらっしゃいます。私は 35 年前に芦屋町に来て、すばらしい海岸線を知っています。海に行き遊び、子どもたちと、それと卒業生や在校生を連れて海水浴場に行った記憶が今でも脳裏に焼きついています。

そういう中であって、福岡県は後退化した海岸線から浜辺に吹き上げる飛砂対策として 3 万 8,000 本の松の苗を、あの広大な海岸線に植えようとしております。すばらしい絵がかいてあります。立体的に上から、横から、すばらしい絵がかいてありますので、多くの方々には松を植えたらいやないかと、あの唐津の虹の松原のようになるんじゃないか、宗像の海岸線、岡垣の海岸線、すばらしい松が植わっております。あのようになればいいではないかという思いが非常に出てくると思っております。

ところが、さまざまな要件によって、県は 3 万 8,000 本を植えることについて、一応、3 万 8,000 本は植えるんだけど、施工期間として 1 年、2 年、3 年ぐらいかけて 400 本を植えようという計画に変じてきております。

それはなぜそういうふうになっていったかといいますと、芦屋町の職員の皆さんが、本当に 3 万 8,000 本が育つかどうかということについて疑問点を持っておられるからです。もし、これが 3 万 8,000 本、一気に植えたとしたとき、植える計画があったんです。今から 2 年前に植える予定だったんです。ところが、それがもし失敗したら、これほど芦屋町の歴史に汚点を残す、子や孫にその自然を残す、私たちが体験したあのすばらしい海岸線、海に、渚でたわむれたあのすばらしい環境を子や孫に引き継ぐためには本当にいいのかというような心配があるから

## 平成 24 年第 1 回定例会（一般質問）

だと思います。それに 3 万 8,000 本といえば相当なるボランティア活動が要ります。そういうボランティアの育成が全く、芦屋町にはほとんどできておりません。仮にできていたとしても、3 万 8,000 本の苗を植えて、植えるのは県が植えるでしょう。その後の維持管理費、これはどうするのか、そういう心配があって、相当いろいろな形で県との話の中で、いろいろな会議の中でそういうのが見受けられます。必死で頑張っている姿も見受けられます。

それで、県は 400 本を植えてみようというような方向性によって変わっておりますけれど、実際は 2 億 5,000 万円というお金を、もう予算獲得してるんです。そして、それを植えることを前提に進めております。今、密室行政の中で、国と県は、今暗躍しております。そういう中であって、私たちは本当に子や孫にそのような自然環境を残していくためにはどうあるべきかという意味で、私たち芦屋の自然を守る会は代表として今日まで運動してきました。また、町議会議員として、昨年 6 月、9 月、12 月、そして今回、この問題については徹底してそういう問題点を明らかにしていかなければならないと思ってここに立っております。

それで、県は芦屋町と平成 18 年に、平成 18 年の 12 月からワークショップを 6 回やってきました。そして、参加者の合意形成、松を植えることに対して、松を植えることは飛砂対策にもなるし、そして緑豊かな海岸線になるからというようなふうに誘導されてきて、もう 2 億 5,000 万円という予算は決まってるわけです。なのに、それをお墨つきを得ながら、そういうことを進めてきて、それを、合意形成を金科玉条にして旗頭として、そして 3 万 8,000 本を植樹する、その前提として 400 本を植える。もう今、今月の 3 月 1 日号には募集してます。ボランティア活動、皆さん参加しませんかというように、ごらんになった方もいますが、そういうふうにもう 400 本を植える時期になりましたから、芦屋町としては第 2 回目の全員協議会を 1 月 18 日に行っています。じゃあ、今まで何回やったかといいますと、1 回しかやってないんです。1 回しか全員協議会をやってないんです。今回 1 月 18 日に急遽行っただと、もちろん議題は 3 つありましたけども、そういう状況の中で、1 月 18 日に全員協議会を行わなければならないという思いがあったんでしょう。

通告書に行きます。1 番、芦屋海岸里浜づくりに関する件。

町は、北九州県土整備事務所に対して、平成 24 年 1 月 18 日の全員協議会に出席し議員に説明するよう要請をしたが、県は出席を拒否したんです。町が要請したんです。なのに拒否しました。私たち議員はそれを待ってたんです。県の職員が説明に来るとということで、議員皆さん、皆待ってたんです。なのに来なかったんです。よって、町はどういう理由で、まず要請したのか、拒否の理由は何か、1 点目です。

2 点目は、しかも 1 月 18 日には県は拒否しながら、翌日の、町、県は翌日の 1 月 19 日には、芦屋漁協内の漁民センター内で、約 20 人参加の中、住民説明会をしました。町長、副町長は参

## 平成 24 年第 1 回定例会（一般質問）

加されませんでした。なぜ出席しなかったのか。だれが 6 区、6 区といいますと、まず金屋区、中小路区、市場区、浜崎区、幸町区、白浜区の区域で合計 742 所帯あります。その中でわずか 20 人、私ははまゆう団地ですから、私、はまゆう団地からも出てきましたけど、地元の方は十二、三名です、6 区の中から。あとは、町外の方、その区外の方が数名おられましたから。だれが回覧板を配布したかと。

3 番目は、全員協議会には出席を拒否し、しかも第 4 回里浜づくり実行委員会が 2 月 21 日にあったんです。開催前の 2 月 6 日には、既に前砂丘、それから堆砂垣、もうでき上がってるんです。どういうことでしょうか。第 3 回実行委員会が 3 月にありました。そのときに初めて前砂丘をつくりたい、提案したんです。昨年です。そのときに、やはり前砂丘をつくって実験するとしても本当に育つのかどうか、ボランティアは来るのかというような疑問点があって、前砂丘をつくっちゃなんのんです。なのに、第 4 回実行委員会 2 月の 21 日にあった前にもう既に前砂丘はできています。堆砂垣もできています。

先日、私たち議員の皆様、総務財政委員会 7 名が、ほんの数日前に行きました。もう何と静砂垣もつくってるんです。ということで、信義にもとる行為だと思うが、このことについて町長はどう思うか。いかにそういうお墨つきとか、そういうものを無視しています。

それから、次行きます。住民参画まちづくりの理念と具体的策について。

私は、昨年の 12 月議会において、私は住民参画まちづくりの理念に沿って施策を行ってるかについて質問をしました。再度質問を行います。

そして、町長は、昨日の所信表明にもありますように、芦屋町では、この所信表明を昨日読み上げられました。芦屋町では、芦屋町住民参画まちづくり条例の施行により、積極的な行政情報の公表、住民の皆さんとの情報の共有化、職員の意識改革の取り組みなどについて住民参画の拡充に努めてまいりました、また努めてまいりますということなんですが、それに従っていきますと、町の事業を実施する際、住民参画まちづくりの理念に従って、町民に対して情報を積極的に提供し、住民参画まちづくりに徹しているかというふうに質問しております。それに伴って、議会に情報を積極的に提供しているか、いずれとも行政は住民に情報提供し、そしてその情報を共有する努力をしなければ相互不信に陥ると、こう言われています。こういう状況に現実置かれてるのではなかろうかというので質問をしております。

3 点目は、浜口・高浜町営住宅跡地の売却について、私は昨年の 9 月、12 月議会において、浜口・高浜町営住宅跡地の売却について質問を行っておりますが、再度質問します。

町は、浜口・高浜町営住宅跡地を坪 2 万 5,900 円で売却したが、芦屋町が開発または財団法人芦屋町開発公社への委託事業となぜしなかったんですか。

4 番目は、これも 7 月、9 月、12 月議会で、スーパー A S O に関する質問をしておりますし、

平成 24 年第 1 回定例会（一般質問）

反対討論もしておりましたし、それから 1,200 人の署名に関しては賛成討論も行っております。再度質問します。

この公募型提案の募集について、なぜ 1 社だけでも構わないとしたのか。これは、芦屋町はこういう説明をしております。スーパーなるものは、芦屋町が実施設計をしたりすることはなかなか難しい。当然です。だから、公募型提案にして、スーパー A S O が事業計画書を出して、それに従って進めていくということなんですけど、なぜ 1 社だけでよかったのか。

2 番、1 月 18 日の臨時議会にて、ほんの今年です、2,200 万円の追加予算を提案しました。外構工事です。賛成多数で可決されてしまいました。なぜ後づけしたり小出しにして出すのかと。

③、スーパー A S O 誘致における船頭町駐車場造成関連予算、造成費用、これ、1,000 万円かけてます。建物建築費、商業施設整備工事監理委託、機械・電気工事、外構工事などの公金支出額は総計幾らになるのか。

4 番、建物建設費 1 億 5,300 万円で予算が計上されています。その中で、建築費、機械・電気設備として執行されていますが、おのおの落札率は予定価格の何%か。また、1 億 5,300 万円に対して落札率は結局幾らになったんですかということで、私の 1 回目の一般質問を終わります。よろしくをお願いします。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

はい。すみません、何でしょうか。

○議長 横尾 武志君

これを忘れとる、4 番目。

○議員 4 番 妹川 征男君

あら。

○議長 横尾 武志君

今、言いなさい。

○議員 4 番 妹川 征男君

はい、ありがとうございます。

○議長 横尾 武志君

里浜の 4 番目。

○議員 4 番 妹川 征男君

ありがとうございます。一般通告書の海岸線の④を今議長から指摘されました。ありがとうござい

平成 24 年第 1 回定例会（一般質問）

ございます。

④は平成 21 年度 6 月に国に申請した芦屋港にぎわい協働創出振興計画は、住民や議会の合意はできていたのかという問いに対して、20 年 12 月 15 日に全員協議会で説明し理解を得ているという回答をしているが、何をもって理解していると言うのか。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

**○企画政策課長 吉永 博幸君**

まず 1 件目、芦屋海岸里浜づくりについて、要旨 1、平成 24 年 1 月 18 日、議会全員協議会に町は県職員をどういう理由で要請し、それを県はどういう理由で拒否したのかについて答弁させていただきます。

福岡県から昨年 12 月芦屋海岸や芦屋港の野積場などに積んである砂の除去、芦屋の里浜づくりに係る試験施工を実施することで連絡を受けました。

砂の除去については、砂の搬出範囲、町内を通る搬出ルートของ 安全性の確保、試験施工に関する県の考え方など、工事の事業主体でございます県職員による説明がより具体的であること、さらに質疑応答についても適確な回答が得られるものと考え、平成 24 年 1 月 18 日の議会全員協議会で説明をしていただくよう口頭で要請したものでございます。しかしながら、福岡県では市町村の議会へ行って説明することは前例がないとの理由で、芦屋町の要請に対しては欠席することで連絡を受けました。

要旨 2、町長、副町長はなぜ出席しなかったのか、だれが 6 区の区長へ回覧用の案内文を配布したかについて答弁させていただきます。

地元説明会は、芦屋海岸維持工事など、説明会という名称で、福岡県の主催で開催されました。内容は、芦屋海岸や芦屋港の野積場などに積んである砂の除去、芦屋の里浜づくりに係る試験施工に関するものです。

この地元説明会の開催に当たり、福岡県から芦屋町へ口頭で職員の出席要請がございました。このため、地域づくり課、都市整備課、企画政策課の職員が出席しました。

次に、自治区への回覧用の案内文書に関しましては、福岡県から電話で要請を受け、6 自治区の区長宅へ企画政策課の係長が配布しております。

要旨 4、国へ申請した計画は住民や議会に対して理解を得ているという回答をしているが、何を理解しているのかというご質問に対しての答弁でございます。

芦屋町では、海浜公園、アクアシアンなどへ堆積する砂、周辺民家への飛砂被害などを解決するよう機会あるごとに福岡県へ要請してきました。このような背景を踏まえ、福岡県では平成

平成 24 年第 1 回定例会（一般質問）

18 年から里浜づくりに係るワークショップを立ち上げ、そのワークショップで検討された計画素案を具体化するため、地域住民などで組織された里浜づくり実行委員会や技術検討委員会などの審議を踏まえ、里浜づくりの計画案が策定されております。

平成 20 年 12 月の議会全員協議会において、里浜づくりに関する説明を行っており、喫緊の課題である飛砂被害を軽減する里浜の実現について合意は得られていると理解しております。

したがって、計画でございます芦屋港にぎわい協働創出振興計画は地域住民などの理解を得ているものと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ちょっと順番が前後しまして、3 番目、私が先に答えなければならなかったんですけど、まず、里浜づくりの 3 項目目、前砂丘を造成、信義にもとる行為と思うが、これは町長どう思うかというご質問であるわけですが、この里浜づくり事業というのは、そもそも先ほど来より議員もお話されてましたように、今企画政策課長がお話しましたように、いわゆる飛砂対策に有効な事業として、ワークショップを初め、今まで実行委員会などを経て立案されたものであるわけですが、このことは町として推進するという方向づけを行ってきておるわけでありまして。このことにつきましては、平成 18 年以降、いろんな場面で議会の全員協議会また議員各位からの一般質問の中で説明してきておるわけであるわけですが。

試験施工に関しましても、昨年開催されました第 3 回里浜づくり実行委員会において実施することが確認をされております。今回、福岡県から前砂丘を造成する前に、町に対して工事を着手するという連絡は受けております。このように試験的に松を植樹することについては、里浜づくりの事業の一環として進められてきているものと承知しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

私のほうからは、件名 2 点目の住民参画まちづくりの理念と具体的施策についての要旨 1 について住民参画のまちづくりに徹しているかというご質問に対して答弁をさせていただきます。

住民参画まちづくり条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行されております。条例の前文では、「地方分権の時代における新たな自治を確立するとともに、町と住民がまちづくりに関する情報を共有し、一人一人の持つ知識や感性などが十分に生かされるまちづくりが必要です。このよう

## 平成 24 年第 1 回定例会（一般質問）

な認識のもとに、町と住民が住民参画によるまちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを進めるためこの条例を制定します」このように記されております。私ども行政といたしましては、これまでこの基本的方向性に沿って行政運営を行っているものと考えております。

町の責務として、町は幅広い情報の把握に努め、住民に対し積極的に情報を提供するものとする、このようにしております。しかしながら、重要な計画などの策定前に行っておりますパブリックコメントや住民説明会などの実施では、多くの住民の方々の参画が余り見られないことも事実でございます。これらについては、広報など、当該計画をわかりやすく説明するよう努めておりますが、なかなか多くの参画があっておりません。このことに対する問題意識は持っておりますが、画期的な改善策は見出せずしております。

また、職員に対しても、当該条例の趣旨に基づき情報提供に努めることについて、常日ごろから指示をしておりますが、全職員が完璧に理解しているかどうかは確信できる状況とはいいたるところもございません。つきましては、真摯に改めるべくは改めたく思っております。

なお、地域づくり課を設置し、自治区活性化促進協議会など、町と地域が協働して取り組む体制と成果は、徐々にではありますが、醸成されつつあると思っております。

本年からは、職員の自治区担当制度を発足する予定でございます。また、昨年から実施に移行いたしました第 5 次総合振興計画では、最初の第 1 章に「住民とともに進めるまちづくり」を掲げたところでございます。

条例施行後 4 年が経過しようとしておりますが、今後ともこの条例の趣旨を生かすべく、町ぐるみで進めていく必要があるものと認識をしております。

以上でございます。

### ○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

### ○企画政策課長 吉永 博幸君

住民参画につきまして、条例の主管課でございます企画政策課から具体的なお説明をさせていただきます。

住民の皆さんに対する情報を提供する主な媒体は、町ホームページ、広報あしやでございます。ホームページに関しましては、平成 22 年 4 月に全面リニューアルし、情報を見やすくかつ検索しやすいものとしております。また、広報あしやについても、平成 23 年度から 1 年間の発行計画を立て、さらに紙面を適時見直し、できるだけ多くの情報を提供するように努めております。

また、芦屋町の特徴的なものとしまして、平成 19 年度からは町の政策過程において住民のご意見を求めるためパブリックコメント制度を取り入れております。

一方で、住民参画まちづくり条例に基づき、情報の積極的な公表など、町や職員が取り組むべ

平成 24 年第 1 回定例会（一般質問）

き事項について、住民の皆さんで構成しております住民参画推進会議で検討をしていただいております。

担当課としましては、住民参画推進会議を今後も継続して開催し、より情報の共有などが進むよう具体的な方策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

要旨 2 の議会への情報提供についてということで、その問いにお答えいたします。

町的意思決定機関は議会でございますことから、主要な政策や重要な事業案等につきましては、行政内部で一定方針が定まりましたら、議員の皆様へ説明し、重要な計画などについては住民の意見を聞くといった手順で進めております。積極的な情報ということでございますけれども、どこまでの案件について情報を提供するかということは議会からの要請に基づきまして今後対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

件名浜口・高浜町営住宅跡地の売却について、要旨は、なぜ芦屋町が開発、または財団法人芦屋町開発公社への委託事業としなかったのかについて答弁させていただきます。

浜口・高浜町営住宅跡地については、次に挙げる 3 つの理由により町での開発や開発公社へ委託せず民間に売却することとしました。

まず、開発公社における問題点としましては、公益法人である開発公社が事業を実施する場合、官需独占となって民業を圧迫すること。開発公社が委託する事業者の選定基準が不明確であるなどの問題点が指摘されていることから、委託先として適当か問題がございます。

一方で、近年の自治体サービスは官から民へシフトし、さらに総務省が示す行政改革の指針でも民間にできることは民間にゆだね、真に行政として対応しなければならないことを対応することとされております。

このような中、平成 20 年 12 月に、公益法人制度改革関連 3 法が施行されたことにより、平成 25 年 11 月 30 日までに、芦屋町開発公社について公益法人としての継続的な活動及び体制が求められることになっております。

近年事業実績のない芦屋町開発公社については、芦屋町の事業委託による土地の先行取得など

## 平成 24 年第 1 回定例会（一般質問）

の役割も終えていること、継続的に実施する新たな事業も見出せないことから、廃止の方向で検討を行っており、浜口・高浜町営住宅跡地開発に伴う委託先として適当でないと考えました。

次に、3つの理由でございます。

まず、最初は事業のスピード化が期待できることとでございます。町や開発公社で区画整理や分譲を行う場合、開発、販売に関する技術や知識ストックがなく、開発行為を初め都市計画などの手続や関係機関との調整などに多くの時間を要することが見込め、民間であればノウハウが蓄積されており、協議や手続がスムーズに行え、町などによる分譲に比べ、分譲地の販売がスピードアップされます。

2つ目の理由は、分譲地の販売について、民間は柔軟に販売できることとでございます。昭和40年代の高度経済状況と異なり、現在の社会経済状況において土地の価格は下落傾向にございます。このため、分譲地を販売するためには分譲価格の見直しを行うなど、販売管理には柔軟な対応が求められます。

しかし、町や開発公社で開発販売する場合は、その対応が難しく、場合によっては分譲地が何年も売れ残り、他の自治体で見られるように分譲地が塩漬けになることも懸念されます。

3つ目の理由は、魅力ある開発などが期待できることとでございます。町または開発公社で開発・分譲する場合、消費者や時代ニーズ、開発や販売などに関するノウハウなどがいないため、結果的に魅力のない分譲地ができるおそれもございます。民間は開発や分譲に関する多くのノウハウを持っており、コストや時間を短縮できる上、ユーザーにとって魅力ある団地開発が期待でき、結果的に早期に分譲され、定住化も進み、町にとっても税収などの効果も早まることが期待できます。

引き続きまして、件名スーパーASOに関する件について、要旨1、募集についてなぜ1社だけでも構わないとしたのかについて答弁させていただきます。

提案した事業者が1社であっても、事業者が提案した事業計画が芦屋町の条件に適合しかつ適正に事業が執行できると認められればよいとの考え方に基づいたものでございます。

次に、要旨2、1月18日の臨時会で追加予算を提案し可決された、なぜ後づけにして提案してきたのかについて答弁をさせていただきます。

船頭町駐車場活用事業については、平成23年度当初予算で、地質調査、商業施設整備工事の実施設計、造成工事の設計を計上し、その後、補正予算で工事予算などを計上してきました。

この理由につきましては、船頭町活用事業が事業者からの提案事業であることが1つの要因でございます。通常であれば、施設建設や外構工事などを先に完了し、その後に運営事業者を募集するなどの手法をとります。しかしながら、この手法であれば、建設しても入居者がいない、あるいは建物の規模や仕様が入居しようとする事業者の希望とは違う場合など、別に工事予算が必

平成 24 年第 1 回定例会（一般質問）

要になるリスクを抱えることとなります。

このため、まず事業者を公募で決定した上で具体的な設計を行い、全体面積における建物の配置、建築規模を決めることから始まります。建物の配置が決まれば、それに応じて外構工事に係る設計を行うことができ、その設計を待って工事費を計上するということとなります。

次に、周辺住民や商業者の方々の意向をできるだけ反映させるようにしたためでございます。地元に対する工事説明会では数多くのご要望が出されました。

その 1 つは、もともと船頭町駐車場は傾斜がついているため、雨水の排水に問題があったことでございます。その雨水排水問題では、できるだけ迷惑をかけないように側溝を効果的に配置したり、さらに中央公園側の道路の拡幅、防火水槽周りの道路幅の確保などを最終的な工事に反映させたためでもあります。

また、本年 1 月 18 日に外構工事の補正予算を提出しました直接の理由は、周辺にお住まいの方々が交通渋滞などに巻き込まれないよう、国道 495 号線から車が乗り入れる進入路を整備すること、それに伴うバス停の移設工事などを実施するためでした。国道 495 号線からの車の乗り入れ工事を実施するためには、警察へ提出する多くの基礎資料づくり、警察との協議に多くの時間が必要で、その結論を待って予算計上をしてきたためでございます。

次に、要旨 3、公金支出総額は幾らになったかについて答弁させていただきます。

船頭町駐車場活用事業に係る総額については、地質調査委託が 105 万 5,000 円、建築工事の実設計が 517 万 7,000 円、造成工事の実設計が 196 万 6,000 円、造成工事が 997 万 1,000 円、建築工事が 9,440 万円、機械設備工事が 2,614 万 5,000 円、電気設備工事が 2,709 万円、整備工事の監理委託が 249 万 9,000 円、外構工事その 1 が 943 万 9,000 円、外構工事その 2 が 811 万 6,000 円、バス停移設工事が 213 万 8,000 円で、外構工事は現在のところ終えておりません。したがって、現段階では合計 1 億 8,799 万 6,000 円の総額となります。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

財政課長。

**○財政課長 柴田 敬三君**

4 番について財政課からお答えします。

建築、機械、電気設備等の入札率、それから総予算に対する執行率といいますか、落札率についてお答えします。

建築につきましては 80%、機械整備につきましては 98%、電気整備につきましては 94.2%、1 億 5,300 万円に対する執行率でいきますと 96.2%となります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

残り時間がもうあと 18 分です。ある議員から、妹川議員、これだけ議題が多いとまた町はね、こちらから質問しなくて、質問の中から回答得なくていいようなものまで発言してくれるから、もうあなた 10 分、20 分ぐらいしかないよというようなことも言われておりましたが、まさにそのとおり、私もこのように議題が多い、確かに多いです。私も、これは反省しなければならないと思っております。

私は議員になって、どうして今、住民参画まちづくり条例でも、すばらしい文言がありますし、今町長が言われたように本当に努力していきたいと、またやっていってるというような話でしたが、情報を流すだけじゃないんです。情報を流すだけではなくて、そういう広報だよりだけではなくて、12 月議会にも書いてましたように、参画とはまちづくりに対して住民が単に参加するものではなく、計画段階から取り組む活動のことです。それから協働とは、役割を自覚し、信頼関係を築くとともに、そして町の責務としては、住民に対して住民の参画の機会を提供するもの、これを具体的にやらないといけないんです。

中央公園については、全く基本計画から進められておりますから、実施設計までできてませんということですから、これはこれでいいんです。ところが、前も言いましたけど、夏井ヶ浜にしるそういう、もう工事段階です。それから、あそこの遠賀川の左岸の遠賀川コミュニティー公園、あれについては全くそれもない。議会だよりもなかった。それからあの魚見公園の両サイド、あれも約 3,000 万近くかけてますね。あれも連絡もないし、情報もないし、住民の方々は、もう私もです。なみかけ大橋を行ったり来たりするときに、芦屋側から山鹿のほうに車で行ったときに右側のほうは工事が始まった。何だろうと、あのときは別に町会議員でもありませんでしたから、何だろうと、また自然を破壊してるか、あんなところにみんなが通るんだろうかというような気分でおりましたが、今、議員となって調査してところ、何人かの議員が本当に必要なかと。そうしますと、助成金があるの、補助金があるの、そしてそういう過疎債が使えるから、持ち出し金はたったの 6% ですよと、というようなことなんです。だから、3,000 万円の 6% といえばわずかですけど、その九十何%は何ですか。税金なんです。だから、6% だから、だからじゃあやろうかと、事業の活性化になるんやないかということやるわけでしょうけど。

もう少し。よく言うじゃないですか、今、問題になっている、大阪市長の橋下市長、今、職員  
の思想調査とか、教育基本条例をつくるとかやってますけれど、あの方が府知事の時代に、大阪府知事代、ぼったくりバーという言葉を使いました。つまり、国から県に、市町村にこういう行

平成 24 年第 1 回定例会（一般質問）

事をしなさい、事業をしなさいということで逆に負担金やらを取り上げると、まさに、私は芦屋町の場合、国からまたは県から、特に県からでしょうけど、こういう助成金やそういう交付税をいただくことによって、何かしら市町村、自治体からやっているのではなかろうかというふうに思わざるを得ませんが、いかがですか、それについて。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

質問の趣旨から大分、かなり外れておるわけですが、今、大阪府知事の最後、お話されたわけですが、あそこは政令指定都市です。大きな都市ですが、その辺の話の中から出されたわけですが、ぼったくりという形で、今の妹川議員のお話では国、県が事業を押しつけているというようなお話でした。

逆に、我々の、全国津々浦々、北海道から沖縄まで離島も含めて、いかに結局、国、県に陳情をして、景気よく予算をつけていただくか、この辺に腐心しておるわけですが、そして、税をいかに少なくして、国からの補助金をいただいて、そしてその余った分は、そしてまた住民サービスに使わせていただくというような形でありまして、その辺は随分、結局ちょっと、大阪の話出されましたけど、町村と田舎のほうのいわゆる地方の自治体との違いというものは妹川議員も認識していただきたいと思っておりますわけですが、これぐらいでよろしいですか。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

それから浜口、高浜の問題、それからスーパーの問題、今、るる説明を受けましたけれど、説明を受ければ受けるほど疑問点がますますわいてきます。いかに情報を議会の皆さん方に資料、情報を出さなかったか。

先日、12月の議会で、もし、私は先ほど財団法人、公益の、それがいいならいいんです。町はどうだったかと、町も同じことだろうと思うんですけど、じゃあ町が開発したときにどれぐらいのお金があって、必要で、どれぐらいの過疎債や地方債、交付税が取れて、結局幾らぐらいででき上がっていったのか、そして幾らぐらいで見込み販売ができるのかというようなことは、もう事前に全員協議会は3回やっていますけど、そういうのは20年、21年にでき上がっているわけでしょう。できてたんでしょ。なのに、どうしてそういう資料、私はたくさん持っていますよ。50枚も、七、八十枚持っています、こういう資料。議長を通して資料請求したときに、たった3枚しか出してないじゃないですか。3枚から4枚ですよ。それ自体が問題なんです。浜口、高浜にしても。

## 平成 24 年第 1 回定例会（一般質問）

それから今、事業計画書を平成 22 年の 11 月臨時議会で決まりましたね。臨時議会で決められた。そのときも、議員が、「大体不動産鑑定は幾らですか」、「いや、今持ち合わせしてません」とか、それとか、「大体近辺は、近辺の土地幾らぐらいするんですか」という議員の質問に対して、「わかりません」。わからないことないでしょう、あなたたち持ってるじゃありませんか、そういう資料。私、持ってますよ。そういう検討委員会をやってるじゃないですか。やってるでしょう。

だから、私が言いたいのは、住民に対して、住民参画というのは参画なんです。一緒に、ともにひざを交えてやろうと、それが参画ですよ。議員に対しては、そういう情報を出さないから、不信感、疑惑を今度は感じてくるわけです。私はそう思ってます、今。これについては、次回に述べさせてもらわなくちゃならないと思ってます。

今、例えば浜口、高浜の執行率、落札率は、今九十何%と言われました。私は、最初の機械、電気の予定価格 1 回目から、大幅に 800 万、1,000 万超えています。そして、機械、電気、いずれにしろ私の計算でいけば、全体の九十何%ではなくて 146%なんです。いかがですか。

### ○議長 横尾 武志君

財政課長。

### ○財政課長 柴田 敬三君

一応 1 億 5,300 万に対する落札率ということで、執行率は幾らかとなりますと、予算は 1 億 5,352 万 5,000 円でございます。入札経過の末、3 つ、その 3 件を足しますと 1 億 4,763 万 5,040 円ですので、96.2%になります。

### ○議長 横尾 武志君

妹川議員。

### ○議員 4 番 妹川 征男君

失礼しました。今の、電気と機械については、1,000 万円ずつ大体予定価格上げてますよね。だから、最初の予定価格から見れば、140 から 150%になりますねという、機械と電気だけのことです。まあそれでいいです、結構です。

それで今、私、港振興計画についても、全員協議会で開いて、それについても理解を得ているものと思えますと。12 月議会では、鶴原副町長が「芦屋町の執行部は理解しているので、こういう里浜づくりなり、港振興計画なり、里浜づくりについては理解をしているので、皆さん方に説明しました」、です。そのとおりです。でも、企画政策課長は、「議員の皆さんは理解していると思っています」。だから、そこで私は理解してもらってるということじゃなくて、町が理解しているのであって、議員の皆様には説明をしたと、それが正しいと思います。だから、私はそこで、全員協議会は決定したんかと言わざるを得なかったんです。それでも、この港振興計画と

平成 24 年第 1 回定例会（一般質問）

いうのは平成 21 年 6 月ですよね。平成 21 年の 6 月に出してるわけです。再度聞きますが、全員協議会は 1 回目はいつありましたか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

平成 20 年の 12 月 15 日でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

ということであれば、港振興計画、新規芦屋にぎわい協働創出振興計画案、福岡県芦屋町事業仕様書、こんなのだれも知らないんですよ。議員の皆さんだれも知らないんですよ。これで、理解していると思われるんですか。これについても、次回に説明せざるを得ない。2 億 5,000 万円の国の予算から、そういう、つまりぼったくりするわけです。そして芦屋町はどうするかというと、海浜公園等施設整備事業と芦屋海浜公園環境整備事業、3,000 万円を国からもらおうということなんかはだれも知らないんです。そして、すべてもらえるんじゃないんです。半分ぐらい。3,000 万円のうち交付金は約 1,300 万、芦屋町は約 1,600 万、これはいつ議会で審議される予定だったんでしょうね。もう時間がありませんから、これについては、非常に情報提供しない。なぜ情報提供しないんですか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

にぎわい協働創出振興計画なるものについては、町と県との共同事業ということで、県のほうからお話がありました。今、妹川議員言われました 3,000 万の件については、共同事業の芦屋町分として申請をしなければ、当該事業に関する補助金がおらない、こういう前提がございました。

ただ、審議についてはその事業に関する予算計上を議会にする必要がございますので、その予算計上の中でご説明をすると、そういう考え方でおりましたが、このにぎわい協働創出振興計画なるものについては、当時の民主党政権ですか、そのいわゆる事業仕分けの関係等々でできなくなった。いわゆるこの事業自体が、この交付金事業自体ができなくなったことによって、この事業を取り下げたと。したがって、今の事業とこの事業とは何ら関係がないと、そういうことになります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

一応取り下げられて、今度は社会資本整備計画の中の港湾整備、環境整備事業というものに乗  
りかえて、今、必死で県はやっております。この 3,000 万円は、今、もうお金を要求するこ  
とはないと、できないと、残念ですね、それは。でも、私はそういうぼったくり的なことはやっ  
てほしくないと思うんです。本当、そう思います。

そしてやはり、私は最後に言いたいのは、先ほども壇上で言いましたけど、芦屋町の歴史に最  
大なる汚点を残すであろう、そう思います。過去、芦屋港をつくった、それによる浸食、堆積、  
もうだれもが認めてます。もう県もやっと認めました。港湾をつくったことによって浸食が始ま  
り堆積になったということは、もう県も認めております。そしてそのために港湾に入る航路に支  
障が来るからといって防砂堤をつくった。これも、前町長です。これもやっぱり、国から、県か  
ら従属的な関係。私は市町村が、今、地方分権一括法というのがありますね。そういう形で、対  
等な形で市町村が単位ですから、町民がおって、市町村、自治体があるんですから、それからや  
はり要求していかなければならないというふうに考えています。

以上で終わりたいと思います。

○議長 横尾 武志君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。